

日本私立大学協会  
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>  
「点検結果報告書」

**共通様式**

①法人名称	学校法人四国大学
②設置大学名称	四国大学
③担当部署	総務・企画部 総合企画課
④問合せ先	sougoukikaku@shikoku-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年9月26日
⑥点検結果の公表日	令和7年10月1日
⑦点検結果の掲載先 URL	<a href="https://www.shikoku-u.ac.jp/about/shikoku-u/governance-code/">https://www.shikoku-u.ac.jp/about/shikoku-u/governance-code/</a>
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

**【備考欄】**

--

**様式 I****I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

**I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明**

該当する基本原則	説明
該当なし	

**I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明**

該当する原則	説明
該当なし	

## 様式Ⅱ

### Ⅱ－Ⅰ. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

#### 原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育理念、教育・研究の目的について、大学ウェブサイト等を通じ、学生をはじめとする様々なステークホルダーに対して明示している。 <a href="https://www.shikoku-u.ac.jp/about/spirits/31bb0bd0f6b4e8d3a5fc6c460e68a25e892b8d1d.pdf">https://www.shikoku-u.ac.jp/about/spirits/31bb0bd0f6b4e8d3a5fc6c460e68a25e892b8d1d.pdf</a>
実施項目1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学部、学科ごとに3つの方針（ポリシー）を明確にし、大学ウェブサイト等で公表している。 また、自己点検・評価を適切に実施し、その結果を検証・改善することにより、教育研究活動の質的水準を恒常的かつ継続的に向上させている。 <a href="https://www.shikoku-u.ac.jp/education/3policy/">https://www.shikoku-u.ac.jp/education/3policy/</a>
実施項目1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「四国大学学則」に掲げる目的及び使命を果たすため、学長はリーダーシップを発揮しながら、教学運営を総括し、教職員を総督している。全学の意思決定機関である評議会においては、「四国大学評議会規則」に基づき、学長が議長となり、全学の教育研究における重要事項及び全学にわたる重要事項を審議している。 なお、学長の補佐体制については、学長の職務を適切に補佐することを目的として、副学長及び学長特別補佐を置くこととしている。 また、各学部長は、学部の管理運営に関し総括責任者としての役割を担っており、教授会を招集し主宰する。教授会においては、「四国大学学部等教授会通則」に定める審議事項につき、学長が規定事項の決定を行うにあたって、教授会は意見を述べることとしている。
実施項目1－1④	説明
教職協働体制の確保	令和7年度より大学の円滑な運営を図るために、学長、副学長、各学部長並びに事務局長、各事務組織の部長で構成された「部長会議」を定期的で開催し、情報共有を兼ねた全学における横断的な課題について審議している。また、その他の大学で開催される各種会議及び委員会には、教員と事務職員の双方が参画することで教職協働体制を確保している。
実施項目1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	「四国大学FD委員会規則」に基づき、FDに係る年間計画を策定し、組織的、多面的にFD研修会を実施している。また、「四国大学SD推進規則」及び「職員研修実施計画」に基づき、組織的、計画的に職員の研修を実施している。

## 原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1 - 2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本学が将来実現したい大学像として掲げる「学校法人四国大学ビジョン」の実現に向けて、法人の事業に関する第3期中期計画「大学改革ビジョン 2023」（実施期間：令和5年度～令和9年度）を理事会の決議により策定し、基本方針、目標及び重点事項を定めている。また、中期計画の実現には全学を挙げた取り組みが必要との見解から、策定にあたっては、教職員からのヒアリングや学内でパブリックコメントを実施し、教職員からの提案や意見を当該計画に反映させている。
実施項目 1 - 2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	「学校法人四国大学大学改革推進本部設置要綱」に基づき、理事長を本部長とした「大学改革推進本部」を設置している。計画の進捗状況を管理し、点検及び評価結果を理事会及び評議員会に報告するとともに、取り組み内容を大学ウェブサイトで公表している。 なお、計画期間の途中において状況の変化や取り組みの検証結果により、必要に応じて計画を見直し、より実効性のある改革に取り組むこととしている。 <a href="https://www.shikoku-u.ac.jp/vision2023/">https://www.shikoku-u.ac.jp/vision2023/</a>

## 原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 - 1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、多様な社会人の受け入れのため社会人入学選抜を実施している。また、社会人や高校生などの多様な学習意欲に応える公開講座による学びの機会を提供している。
実施項目 2 - 1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	「四国大学サステナブル宣言」を発出し、SDGs に積極的に対応するとともに、サステナブル推進本部を中心に全学的な SDGs 活動を展開している。 また、産学官連携・地域連携ポリシーに基づき、産学官の連携強化に取り組んでいる。

## 原則 2 - 2 多様性への対応

実施項目 2 - 2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	令和5年度に設置した「ダイバーシティキャンパス推進 PT」を中心に、国や世代を超えた多様な学生・教職員の交流を促進するための環境整備を行うとともに、国籍・性別・障がいなど様々な背景を持つ者が安心して学び、活躍する「ダイバーシティキャンパス」の実現に向けた取組を推進している。

実施項目 2-2 ②	説明
役員等への女性登用の配慮	理事 6 名中 1 名、評議員 9 名中 5 名の女性を役員等に登用している。副学長についても 3 名中 2 名の女性副学長を登用し、意思決定機関における女性の参画を推進している。

### 原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3-1 ①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	学内理事については、知識・経験・能力を活かし、教育、研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進できる人物を、外部理事については、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、議論の活発化及び業務執行に寄与できる人物をその候補者として選出することとしている。また、建学の精神・教育理念、教育目的・目標に精通するとともに、それらを継承して本法人の発展に寄与できる人物をあるべき理事長像と捉えている。なお、理事の選任は、「学校法人四国大学寄附行為」及び「学校法人四国大学寄附行為実施規程」に基づき、評議員会の意見を十分に参酌したうえで、理事選任機関の決議により理事候補者の中から選任し、選任過程及び選任結果を議事録に記録している。
実施項目 3-1 ②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の決議により業務執行理事及び担当理事を選定し、特定の業務を執行している。また、意思決定の議決機関として、理事会は、「学校法人四国大学寄附行為」及び「学校法人四国大学寄附行為実施規程」に規定されている諮問事項のみならず重要事項について、評議員の意見を聴いたうえで、審議、決定を行い、審議内容を議事録に記録している。
実施項目 3-1 ③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	新任理事、学内理事、学外理事に対し、文部科学省等が開催する各種研修を案内するなど研修機会の確保に努めている。

### 原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3-2 ①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	「学校法人四国大学寄附行為」において、監事の選任基準（資質、資格）を定め、監事の過半数の同意を得たうえで、理事会より監事候補者に関する議案を評議員会に提出し、評議員会の決議によって選任している。また、会計監査人の選任について、会計監査人の選任に関する議案の内容を監事が決定したうえで、理

	事会より会計監査人に関する議案を評議員会に提出し、評議員会の決議によって選任している。
<b>実施項目 3-2②</b>	<b>説明</b>
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の充実を図るため、年度当初に監事が監査計画を策定し、理事長に提出している。また「学校法人四国大学監事監査規程」に基づき、的確な監査を実施するため、会計監査人及び内部監査室との連携を密にし、相互の情報交換を図ることとしている。
<b>実施項目 3-2③</b>	<b>説明</b>
監事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省等が開催する各種研修を案内するなど研修機会の確保に努めている。

### 原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

<b>実施項目 3-3①</b>	<b>説明</b>
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員については、学校法人の業務もしくは財産状況または役員の業務執行について、意見を述べまたは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから広範かつ有益な意見具申ができる人物を候補者として選出している。評議員の選任方法、属性・構成割合及び選任過程は「学校法人四国大学寄附行為」及び「学校法人四国大学寄附行為実施規程」に規定している。また、評議員の選任過程及び選任結果を議事録に記録している。
<b>実施項目 3-3②</b>	<b>説明</b>
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「学校法人四国大学寄附行為」において、評議員会の招集や議決事項、評議員の職務を定めており、評議員会における審議内容を議事録に記録している。また、諮問機関として、評議員会は理事会からの諮問に答えるとともに、理事長及び業務執行理事に意見を述べ、疑問点について質問する等、理事会と協働し、運営の透明性の確保を図っている。
<b>実施項目 3-3③</b>	<b>説明</b>
評議員への情報提供・研修機会の充実	新任評議員、学内評議員、外部評議員に対し、文部科学省等が開催する各種研修を案内するなど研修機会の確保に努めている。

### 原則 3-4 危機管理体制の確立

<b>実施項目 3-4①</b>	<b>説明</b>
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「学校法人四国大学危機管理規程」、「学校法人四国大学防災保安管理規程」に災害等をはじめとする様々な危機に迅速かつ適切に対処するための危機管理体制を規定している。また、大規模地震を想定した業務継続計画においては、大学機能の維持・早期復旧のため、学生・園児・教職員・来訪者等の生命及び身体の安全確保を最優先に、非常時優先業務の執行体制や対

	応手順を明確にし、学内に公表している。
<b>実施項目 3-4 ②</b>	<b>説明</b>
法令等遵守のための体制整備	教職員に対する各種コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成と定着を推進するとともに、「学校法人四国大学公益通報に関する規程」に基づき、内部通報窓口を常時開設し、内部通報体制を整備している。

#### 原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

<b>実施項目 4-1 ①</b>	<b>説明</b>
情報公開推進のための方針の策定	大学のウェブサイトを通じた法人及び教学関係の情報の公開並びに法人情報の開示について、対象者、方法、項目等を定めた「学校法人四国大学情報公開規程」を規定している。
<b>実施項目 4-1 ②</b>	<b>説明</b>
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学のウェブサイトにおいて、情報公開のページを設け、教育研究に関する情報、修学に関する情報、事業報告・財務に関する情報、その他の情報等、情報の種類や内容に応じた分類を行い公開している。また、財務に関する情報については、学校法人会計の特徴及び勘定科目を説明したページを設け、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。 <a href="https://www.shikoku-u.ac.jp/about/information/">https://www.shikoku-u.ac.jp/about/information/</a>

#### II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

<b>該当する原則</b>	<b>説明</b>
該当なし	

日本私立大学協会  
私立大学ガバナンス・コード<第2.0版>  
「点検結果報告書」

**共通様式**

①法人名称	学校法人四国大学
②設置大学名称	四国大学短期大学部
③担当部署	総務・企画部 総合企画課
④問合せ先	sougoukikaku@shikoku-u.ac.jp
⑤点検結果の確定日	令和7年9月26日
⑥点検結果の公表日	令和7年10月1日
⑦点検結果の掲載先 URL	<a href="https://www.shikoku-u.ac.jp/about/shikoku-u/governance-code/">https://www.shikoku-u.ac.jp/about/shikoku-u/governance-code/</a>
⑧本協会による公表	<input checked="" type="radio"/> 承諾する <input type="radio"/> 否認する

**【備考欄】**

--

**様式 I**

**I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果**

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

**I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明**

該当する基本原則	説明
該当なし	

**I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明**

該当する原則	説明
該当なし	

## 様式Ⅱ

### Ⅱ－Ⅰ. 「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

#### 原則1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目1－1①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、教育理念、教育・研究の目的について、大学ウェブサイト等を通じ、学生をはじめとする様々なステークホルダーに対して明示している。 <a href="https://www.shikoku-u.ac.jp/about/spirits/31bb0bd0f6b4e8d3a5fc6c460e68a25e892b8d1d.pdf">https://www.shikoku-u.ac.jp/about/spirits/31bb0bd0f6b4e8d3a5fc6c460e68a25e892b8d1d.pdf</a>
実施項目1－1②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学部、学科、専攻ごとに3つの方針（ポリシー）を明確にし、大学ウェブサイト等で公表している。 また、自己点検・評価を適切に実施し、その結果を検証・改善することにより、教育研究活動の質的水準を恒常的かつ継続的に向上させている。 <a href="https://www.shikoku-u.ac.jp/education/3policy/">https://www.shikoku-u.ac.jp/education/3policy/</a>
実施項目1－1③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	「四国大学短期大学部学則」に掲げる目的及び使命を果たすため、学長はリーダーシップを発揮しながら、教学運営を総括し、教職員を総督している。全学の意思決定機関である評議会においては、「四国大学評議会規則」に基づき、学長が議長となり、全学の教育研究における重要事項及び全学にわたる重要事項を審議している。 なお、学長の補佐体制については、学長の職務を適切に補佐することを目的として、副学長及び学長特別補佐を置くこととしている。 また、学部長は、学部の管理運営に関し総括責任者としての役割を担っており、教授会を招集し主宰する。教授会においては、「四国大学学部等教授会通則」に定める審議事項につき、学長が規定事項の決定を行うにあたって、教授会は意見を述べることとしている。
実施項目1－1④	説明
教職協働体制の確保	令和7年度より大学の円滑な運営を図るために、学長、副学長、各学部長並びに事務局長、各事務組織の部長で構成された「部長会議」を定期的で開催し、情報共有を兼ねた全学における横断的な課題について審議している。また、その他の大学で開催される各種会議及び委員会には、教員と事務職員の双方が参画することで教職協働体制を確保している。
実施項目1－1⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	「四国大学FD委員会規則」に基づき、FDに係る年間計画を策定し、組織的、多面的にFD研修会を実施している。また、「四国大学SD推進規則」及び「職員研修実施計画」に基づき、組織的、計画的に職員の研修を実施している。

## 原則 1 - 2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1 - 2 ①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	本学が将来実現したい大学像として掲げる「学校法人四国大学ビジョン」の実現に向けて、法人の事業に関する第3期中期計画「大学改革ビジョン 2023」（実施期間：令和5年度～令和9年度）を理事会の決議により策定し、基本方針、目標及び重点事項を定めている。また、中期計画の実現には全学を挙げた取り組みが必要との見解から、策定にあたっては、教職員からのヒアリングや学内でパブリックコメントを実施し、教職員からの提案や意見を当該計画に反映させている。
実施項目 1 - 2 ②	説明
計画実現のための進捗管理	「学校法人四国大学大学改革推進本部設置要綱」に基づき、理事長を本部長とした「大学改革推進本部」を設置している。計画の進捗状況を管理し、点検及び評価結果を理事会及び評議員会に報告するとともに、取り組み内容を大学ウェブサイトで公表している。 なお、計画期間の途中において状況の変化や取り組みの検証結果により、必要に応じて計画を見直し、より実効性のある改革に取り組むこととしている。 <a href="https://www.shikoku-u.ac.jp/vision2023/">https://www.shikoku-u.ac.jp/vision2023/</a>

## 原則 2 - 1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2 - 1 ①	説明
社会の要請に応える人材の育成	建学の精神に基づく人材育成とともに、多様な社会人の受け入れのため社会人入学選抜及び徳島県からの委託を受け、離職者等の再就職を支援するため「介護福祉士」、「保育士」の資格が取得できる離職者向け職業訓練を実施している。また、社会人や高校生などの多様な学習意欲に応える公開講座による学びの機会を提供している。
実施項目 2 - 1 ②	説明
社会貢献・地域連携の推進	「四国大学サステナブル宣言」を発出し、SDGs に積極的に対応するとともに、サステナブル推進本部を中心に全学的な SDGs 活動を展開している。 また、産学官連携・地域連携ポリシーに基づき、産学官の連携強化に取り組んでいる。

## 原則 2 - 2 多様性への対応

実施項目 2 - 2 ①	説明
多様性を受容する体制の充実	令和5年度に設置した「ダイバーシティキャンパス推進 PT」を中心に、国や世代を超えた多様な学生・教職員の交流を促進するための環境整備を行うとともに、国籍・性別・障がいなど様々な背景を持つ者が安心して

	て学び、活躍する「ダイバーシティキャンパス」の実現に向けた取組を推進している。
<b>実施項目 2-2 ②</b>	<b>説明</b>
役員等への女性登用の配慮	理事 6 名中 1 名、評議員 9 名中 5 名の女性を役員等に登用している。副学長についても 3 名中 2 名の女性副学長を登用し、意思決定機関における女性の参画を推進している。

### 原則 3-1 理事会の構成・運営方針の明確化

<b>実施項目 3-1 ①</b>	<b>説明</b>
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	学内理事については、知識・経験・能力を活かし、教育、研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進できる人物を、外部理事については、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、議論の活発化及び業務執行に寄与できる人物をその候補者として選出することになっている。また、建学の精神・教育理念、教育目的・目標に精通するとともに、それらを継承して本法人の発展に寄与できる人物をあるべき理事長像と捉えている。なお、理事の選任は、「学校法人四国大学寄附行為」及び「学校法人四国大学寄附行為実施規程」に基づき、評議員会の意見を十分に参酌したうえで、理事選任機関の決議により理事候補者の中から選任し、選任過程及び選任結果を議事録に記録している。
<b>実施項目 3-1 ②</b>	<b>説明</b>
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の決議により業務執行理事及び担当理事を選定し、特定の業務を執行している。また、意思決定の議決機関として、理事会は、「学校法人四国大学寄附行為」及び「学校法人四国大学寄附行為実施規程」に規定されている諮問事項のみならず重要事項について、評議員の意見を聴いたうえで、審議、決定を行い、審議内容を議事録に記録している。
<b>実施項目 3-1 ③</b>	<b>説明</b>
理事への情報提供・研修機会の充実	新任理事、学内理事、学外理事に対し、文部科学省等が開催する各種研修を案内するなど研修機会の確保に努めている。

### 原則 3-2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

<b>実施項目 3-2 ①</b>	<b>説明</b>
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	「学校法人四国大学寄附行為」において、監事の選任基準（資質、資格）を定め、監事の過半数の同意を得たうえで、理事会より監事候補者に関する議案を評議員会に提出し、評議員会の決議によって選任してい

	る。また、会計監査人の選任について、会計監査人の選任に関する議案の内容を監事が決定したうえで、理事会より会計監査人に関する議案を評議員会に提出し、評議員会の決議によって選任している。
<b>実施項目 3-2②</b>	<b>説明</b>
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監査の充実を図るため、年度当初に監事が監査計画を策定し、理事長に提出している。また「学校法人四国大学監事監査規程」に基づき、的確な監査を実施するため、会計監査人及び内部監査室との連携を密にし、相互の情報交換を図ることとしている。
<b>実施項目 3-2③</b>	<b>説明</b>
監事への情報提供・研修機会の充実	文部科学省等が開催する各種研修を案内するなど研修機会の確保に努めている。

### 原則 3-3 評議員会の構成・運営方針の明確化

<b>実施項目 3-3①</b>	<b>説明</b>
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	評議員については、学校法人の業務もしくは財産状況または役員業務執行について、意見を述べまたは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから広範かつ有益な意見具申ができる人物を候補者として選出している。評議員の選任方法、属性・構成割合及び選任過程は「学校法人四国大学寄附行為」及び「学校法人四国大学寄附行為実施規程」に規定している。また、評議員の選任過程及び選任結果を議事録に記録している。
<b>実施項目 3-3②</b>	<b>説明</b>
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	「学校法人四国大学寄附行為」において、評議員会の招集や議決事項、評議員の職務を定めており、評議員会における審議内容を議事録に記録している。また、諮問機関として、評議員会は理事会からの諮問に答えるとともに、理事長及び業務執行理事に意見を述べ、疑問点について質問する等、理事会と協働し、運営の透明性の確保を図っている。
<b>実施項目 3-3③</b>	<b>説明</b>
評議員への情報提供・研修機会の充実	新任評議員、学内評議員、外部評議員に対し、文部科学省等が開催する各種研修を案内するなど研修機会の確保に努めている。

### 原則 3-4 危機管理体制の確立

<b>実施項目 3-4①</b>	<b>説明</b>
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	「学校法人四国大学危機管理規程」、「学校法人四国大学防災保安管理規程」に災害等をはじめとする様々な危機に迅速かつ適切に対処するための危機管理体制を規定している。また、大規模地震を想定した業務継続計画においては、大学機能の維持・早期復旧のた

	め、学生・園児・教職員・来訪者等の生命及び身体の安全確保を最優先に、非常時優先業務の執行体制や対応手順を明確にし、学内に公表している。
<b>実施項目 3-4 ②</b>	<b>説明</b>
法令等遵守のための体制整備	教職員に対する各種コンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス意識の醸成と定着を推進するとともに、「学校法人四国大学公益通報に関する規程」に基づき、内部通報窓口を常時開設し、内部通報体制を整備している。

#### 原則 4-1 教育研究・経営に係る情報公開

<b>実施項目 4-1 ①</b>	<b>説明</b>
情報公開推進のための方針の策定	大学のウェブサイトを通じた法人及び教学関係の情報の公開並びに法人情報の開示について、対象者、方法、項目等を定めた「学校法人四国大学情報公開規程」を規定している。
<b>実施項目 4-1 ②</b>	<b>説明</b>
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	大学のウェブサイトにおいて、情報公開のページを設け、教育研究に関する情報、修学に関する情報、事業報告・財務に関する情報、その他の情報等、情報の種類や内容に応じた分類を行い公開している。また、財務に関する情報については、学校法人会計の特徴及び勘定科目を説明したページを設け、幅広いステークホルダーの理解促進に努めている。 <a href="https://www.shikoku-u.ac.jp/about/information/">https://www.shikoku-u.ac.jp/about/information/</a>

#### II- II. 「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

<b>該当する原則</b>	<b>説明</b>
該当なし	